

平成31年度 児童クラブのご案内

【一斉受付期間】平成30年10月1日（月）～31日（水）



※このご案内には、児童クラブの申込み・利用に関わる重要な事項が記載されています。よくお読みになってからお申込みください。

※お申込み後も大切に保管してください。

■目次

- 1 児童クラブの概要 p. 1
- 2 利用申込みについて p. 2
- 3 児童クラブの利用について p. 4
- 4 市内の児童クラブ一覧 p. 8
- 5 申込書類記入例 p. 10

【問合せ】島田市こども未来部子育て応援課
Tel：0547-36-7159

1 児童クラブの概要

(1) 児童クラブとは

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童をお預かりし、指導員が「生活」や「遊び」について指導することで、児童の健全な育成を目指す事業です。① 児童を健やかに育てること、そのために、② 保護者がお仕事などにより昼間不在で児童の面倒を見ることができない家庭を支援することの2点を目的としています。

(2) 対象児童

市内に在住し、小学校に就学する児童で、次のいずれかの理由により支援を必要とする児童を対象としています。

- ① 保護者が就労、疾病・負傷、障害等により、昼間に児童の面倒を見ることができない。
- ② 保護者が家庭内の病人や心身に障害のある人を常時介護している等により、昼間に児童の面倒を見ることができない。

(3) 開所日・開所時間

	放課後児童クラブ	土曜児童クラブ
開所日	月曜日～金曜日	土曜日
開所時間	・放課後…下校時刻～18:00 ・夏休み等…8:30～18:00	8:30～18:00

※時間延長について

児童クラブでは18:00～18:30の時間延長があります。

※休所日について

- ・日曜日、祝日、お盆（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月4日）は休所となります。
- ・台風等による各種警報の発表等により、臨時に休所することがあります。詳細は、6ページ「台風等による特別警報・警報発表時の対応について」をご覧ください。
- ・インフルエンザ等の感染症により学級閉鎖・学年閉鎖されている学級・学年の児童は、利用できません。（学校が休校となった場合は、児童クラブも休所となります。）また、ご家族にインフルエンザ等の感染症にかかっている方がいる場合も、児童クラブをお休みしていただきます。

2 利用申込みについて ※郵送、メール、支所での配付・受付はできません。

(1) 申請書類の受付

平成 30 年度から継続して利用を希望する方も必ず提出してください。

① 一斉受付

【受付期間】平成30年10月1日（月）～31日（水）（土・日・祝日を除く）

※平成30年10月15日（月）～19日（金）は、17時15分～18時30分の時間外受付を行います。

※夏休み等の学校長期休業期間のみの利用など、年度途中からの利用を希望する方も、一斉受付期間に提出してください。

※申込数が定員を超える場合は、お預かりする児童の安全を最優先し、受入を制限する場合があります。その際には、学年、家庭状況、保護者の就労等の状況などにより必要度の高い児童を優先します。なお、必要度が同程度の場合は、一斉受付期間に申込みれた児童を優先します。

【受付場所】

- ・**新規利用**…島田市役所 子育て応援課（8時30分～17時15分）

※川根地区のみ、新規利用の方も川根小学校区放課後児童クラブで受付ができます。（15時00分～17時30分）

- ・**継続利用**…平成30年度に利用した児童クラブ（開所時間中）

② 随時受付

一斉受付期間後も申請を受付けます。ただし、受入れができるクラブのみご案内をいたしますのであらかじめご了承ください。（特別な支援を必要とする児童を除きます。）

【受付場所】島田市役所 子育て応援課（8時30分～17時15分）

(2) 申込みから結果通知までの流れ

受付	利用開始希望月	書類提出期限	書類審査・各クラブとの協議	三者面談（新規利用者のみ）	結果通知
一斉受付 (10月)	平成31年 4・5月		平成30年 11～12月	平成31年 1～2月	平成31年 3月上旬まで
	平成31年 6月以降		利用開始希望月の2か月前の月の上・中旬	利用開始希望月の2か月前の月の中・下旬	利用開始希望月の2か月前の月の末日まで
随時受付 (11月～)		利用開始希望月の2か月前の月の末日まで	受入れが可能なクラブのみ、随時ご案内をします。		

※申込書や提出された証明書等により審査を行います。必要に応じて、確認の連絡や書類の提出をお願いすることがあります。

(3) 申込みに必要な書類

次の必要書類をすべてそろえて提出してください。(そろわない場合は受付できません。) 記入漏れ、押印漏れ等がないか提出前に必ず確認してください。

提出書類チェックリスト

① 全員が提出するもの

- 児童クラブ利用申込書…同居者(同一敷地や隣接含む)全員を記入してください。
- 同意書
- 補足調書
- 受領書 … 子育て応援課で受領印を押印後、お返しします。下半分は「取下届」となっておりますので、利用承諾(不承諾)決定後も大切に保管してください。

② 児童クラブの利用が必要な理由に応じて提出するもの

理 由	証 明 書 類	父	母
就 労	就労証明書(会社にお勤めの方) ※ ₁ 雇用主の証明が必要となります。		
	就労申告書(自営業・農業の方) ※ ₂ 次のいずれかを添付してください。		
	経営者: 確定申告書の写し 従事者: 経営者の確定申告書(2枚目の事業従事者欄)または 源泉徴収票等の写し		
疾病・ 負傷	医師の診断書等、疾病・負傷を証明する書類 ※家庭で児童の面倒を見るのが困難であるとの所見が記載されているもの。		
障 害	障害者手帳の写し等		
出 産	母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日の記載があるページ) ※利用可能期間は、 <u>出産予定日の2か月前から出産日の2か月後まで</u> です。		
介護・ 看護	理由書 ※次のいずれかを添付してください。 障害者手帳の写し、介護保険証の写し、医師の診断書等、介護・看護が必要であることを証明する書類		
就 学	在学証明書		
	授業のスケジュールがわかる書類		
その他	理由書		

※₁ 申込日の3か月以内に発行されたものを提出してください。

※₂ 保育園入園の申込時に提出したものの写しで構いません。また、兄弟姉妹で申込む場合は、一番下の学年の児童1人分は原本、他の児童はその写しで構いません。ただし、子育て応援課、児童クラブ、保育支援課ではコピーをお取りしませんので、各自ご持参ください。

3 児童クラブの利用について

(1) 利用料（月額）

※日割り計算による還付や減免はしておりません。7月に夏休みのみ利用する等、数日のみ利用する場合も1か月分の利用料が発生しますので、ご注意ください。

※利用料は必ず利用月の5日までに、児童クラブへ現金で納めてください。

※下表の「児童扶養手当の受給世帯に準ずる世帯」とは、児童扶養手当を受給できる世帯状況のうち、未申請の世帯や、年金の受給等により申請を取り下げている世帯等のことをいいます。

① 放課後児童クラブ

	下校時刻 8:30 ~ 18:00	18:00~18:30
生活保護世帯	0円	0円
児童扶養手当の受給世帯 及びこれに準ずる世帯	8・3月以外 3,000円 8月 5,000円 3月 4,000円 (2人目以降は1,000円引き)	500円
その他の世帯	8・3月以外 6,500円 8月 10,500円 3月 8,500円 (2人目以降は1,000円引き)	1,000円

※別途、おやつ代として月額1,500円程度がかかります。

② 土曜児童クラブ（島田第五小学校）

	8:30~18:00	18:00~18:30
生活保護世帯	0円	0円
児童扶養手当の受給世帯 及びこれに準ずる世帯	1,500円 (2人目以降は500円引き)	100円
その他の世帯	3,000円 (2人目以降は1,000円引き)	200円

(2) 児童クラブでの基本的な過ごし方

- (1) 下校時、帰宅をせずに児童クラブ室へ「帰り」ます。
- (2) 帰ったらまず、学校の宿題をします。
- (3) 宿題の後、室内や校庭等で自由に遊べます。
- (4) 15:30頃に、そろっておやつを食べます。
- (5) おやつの後、室内や校庭等で自由に遊べます。
- (6) 17:00頃（薄暗くなる前）には室内に戻り、保護者の「お迎え」を待ちます。

(3) 児童クラブを利用するにあたって

① お休みの連絡について

お子さんがお休みの連絡なく児童クラブに帰ってこなかったり、途中で黙って帰宅してしまったりすると、指導員は心配して捜し回ります。**児童クラブをお休みするときは、保護者が必ず事前にクラブへ連絡**をしてください。また、利用する日は児童クラブに帰ること、勝手に敷地外に出ないことをご家庭でもご指導をお願いします。

児童が健やかに育つために最も良いことは、保護者の方と一緒に過ごすことです。**お仕事が終わったら速やかにお迎えに来る、お仕事がお休みの日は児童クラブをお休みして一緒に過ごす**ようにしてください。

② 学習支援や発達支援、重度のアレルギーへの対応について

児童クラブはご家庭の代わりにお子さんが生活する場所であり、主な活動は集団での遊びを通じたものです。**学習支援や発達支援、重度のアレルギーへの対応等、専門的な支援について十分な対応はできませんので、あらかじめご理解ください。**

なお、「児童クラブに帰ったら、学校の宿題をする」という決まりがありますが、これは**宿題をするという習慣付けを目的**としていますので、**宿題の添削等は保護者の方がお家で行ってください。**

③ 「お迎え」や「お送り」について

開所時間中に児童クラブ室を退室できるように、**大人の方がお迎え**に来てください。(児童だけで帰る、小・中学生の兄姉によるお迎え等、子どもだけでの帰宅はできません。)

同様に、学校長期休業中等のお送りも開所時間中に大人の方が行ってください。**保護者や親族等でお迎えやお送りができない場合は、ファミリー・サポート・センターを利用**してください。(島田市ファミリー・サポート・センター TEL：35-1851)

④ 活動中の事故や怪我、器物等の破損について

お預かりする児童の人数に応じて、複数名の指導員が指導にあたりますが、活動中の事故などを完全に防ぐことはできません。**万が一事故のあったときは、次のような対応をさせていただきます。**

- ① 応急的な処置をします。軽微な怪我であれば、これで様子を見ます。
(お迎え時などに、指導員から内容をご報告します。)
- ② 怪我の程度により、保護者の方に連絡し、病院で診察を受けます。
- ③ 場合によっては、急なお迎えをお願いする場合があります。

※児童は全員「児童クラブ共済」の傷害保険制度に加入し、通院日数に応じて共済金が支給されます。

※活動中に児童が施設や備品などを破損させてしまったとき、事情や理由を児童に確

認し、保護者の方にお話をさせていただきます。理由もなく故意に破損させた場合には、修繕等の費用を保護者の方に負担していただくこととなりますので、ご注意ください。

⑤ 台風等による特別警報・警報発表時の対応について

状 況		児童クラブ	
児童クラブ利用前	放課後開所日 ※学校の対応に準拠します。	学校に登校し、通常通り下校した場合	○ 開 所
		学校に登校後、途中下校した場合	状況により一時預かり・保護者引渡し
		学校が休校の場合	× 休 所
児童クラブ利用前	1日開所日	6時時点で、特別警報、大雨警報と暴風警報、洪水警報と暴風警報のいずれかが発表されている場合	自宅待機
		10時時点で、特別警報、大雨警報と暴風警報、洪水警報と暴風警報のいずれも発表されていない場合	○ 開 所 (11時から)
		10時時点で、特別警報、大雨警報と暴風警報、洪水警報と暴風警報のいずれかが発表されている場合	× 休 所
児童クラブ利用中		特別警報、大雨警報と暴風警報、洪水警報と暴風警報のいずれかが発表された場合	状況によりクラブ残留・保護者引渡し

※上記以外の警報・注意報発表時の対応については、保護者が判断をしてください。

※保護者引渡しの際は、なるべく早いお迎えをお願いします。

※児童クラブ利用前の1日開所日の判断については、電話または島田市児童クラブメール（入所が決定後、ご案内をいたします。）にて配信いたします。

⑥ 児童クラブでの「決まり」や「約束」について

生活の習慣付けや集団で生活するために、児童クラブで過ごす上での様々な決まりや約束があります。決まりや約束を守ることの大切さについて、ご家庭でもお話をしてください。

⑦ 児童同士・保護者同士のトラブルについて

集団での生活にトラブルはつきものです。指導員がその場で発見したり、児童たちから聞いたりしたものについては、その場で解決するよう対応しますが、時にはご家庭で様子を見ていただいたり、保護者同士で話し合いをしていただくなど、保護者の方の御協力をいただくことがあります。

また、指導員の目の届かないところで発生したり、児童から言い出せなかったりすることもあります。ご家庭で様子がおかしいと感じたり、聞いたりしたときには、指導員に情報を提供していただくと助かります。

なお、児童クラブ外で発生した児童同士・保護者同士のトラブルについては、対応しかねますので、ご了承ください。

⑧ 利用承諾の取消について

児童クラブでは集団での生活となります。お預かりする児童の安全を考慮し、次のような場合には、市・児童クラブと協議の上、児童のクラブ利用を中止または取消といたしますので、ご承知ください。

- ・感染症または感染の恐れのある疾病等があると判断したとき。
- ・児童クラブにおける共同生活が営めないと判断したとき。

(4) 利用内容の変更、休止、取消などの各種届出について

クラブの利用時間等を変更する場合や、保護者の勤務場所の変更、世帯状況の変化が生じた場合は、各種届出をすみやかに提出してください。

変更の内容	提出書類等	提出期限
利用月・時間を変更する場合（休止、延長利用など）	記載事項変更届	変更する月の 前月25日まで
※ <u>利用月を追加する変更の場合は、ご希望に添えない場合もあります。</u> ※利用月を減らす変更（休止）については、連続2か月のみに対応となります。 3か月以上の休止は、継続利用ができなくなります ので、あらかじめご了承ください。また、 利用取消申出書を提出 してください。		
利用をやめる（退会する）場合	利用取消申出書	利用をやめる月の 前月25日まで
就労証明の内容に変更がある場合	記載事項変更届 就労証明書	随時
仕事を退職した場合	記載事項変更届 利用取消申出書	随時
※求職期間については、退職した月から2か月目まで利用の休止（記載事項変更届）ができます。退職した月から3か月目以降は、退会（利用取消申出書）となります。		
世帯の状況に変更（保護者の結婚・離婚、生活保護や児童扶養手当の受給開始・終了）がある場合	記載事項変更届 児童クラブ利用申込書 必要書類（クラブまたは子育て応援課にお問合せください。）	随時
上記以外の変更がある場合	記載事項変更届	随時

4 市内の児童クラブ一覧

(1) 放課後児童クラブ

児童クラブ名	対象学区	場 所	定員	連絡先
島田北部4小学校区放課後児童クラブ	伊太小、相賀小 神座小、伊久美小	伊太小学校校舎内	45	37-1881
金谷小学校区第1放課後児童クラブ	金谷小	金谷小学校敷地内	60	46-1488
金谷小学校区第2放課後児童クラブ		金谷小学校校舎内	30	45-3071
川根小学校区放課後児童クラブ	川根小	川根地区センター内	20	53-4700
島田第一小学校区放課後児童クラブ	島田第一小	島田第一小学校校舎内・敷地内	85	35-5321
島田第二小学校区放課後児童クラブ	島田第二小	島田第二小学校校舎内	75	37-2235
島田第三小学校区放課後児童クラブ	島田第三小	島田第三小学校校舎内	70	37-3004
島田第四小学校区放課後児童クラブ	島田第四小	島田第四小学校校舎内	65	37-6302
島田第五小学校区放課後児童クラブ	島田第五小	島田第五小学校敷地内	60	37-5252
六合小学校区放課後児童クラブ	六合小	六合公民館内	30	37-7350
初倉小学校放課後児童クラブ	初倉小	初倉小学校校舎内	55	38-1162
初倉南小学校放課後児童クラブ	初倉南小、湯日小	初倉南小学校校舎内	54	38-6776
六合東小学校区第1放課後児童クラブ	六合東小	六合東小学校敷地内	30	37-3999
六合東小学校区第2放課後児童クラブ			50	34-0001
五和保育園放課後児童クラブ	五和小	金谷北支所内	40	46-4605

(2) 土曜児童クラブ

児童クラブ名	対象学区	場 所	定員	連絡先
島田市土曜クラブ	市内全学区	島田第五小学校敷地内	60	37-5252

(3) その他の児童クラブ

その他、民間で設置・運営されている児童クラブがあります。利用料や開所時間等の詳細は、各児童クラブに直接お問合せください。

児童クラブ名	対象学区	場 所	連絡先
神谷城保育園放課後児童クラブ	金谷小	神谷城 1202	45-3240
大津保育園放課後児童クラブ	大津小	落合 39-1	32-9919
島田市六合放課後児童クラブ りんご	六合小	道悦二丁目 27-16	37-0697
放課後児童クラブひみつ基地	六合小 六合東小	東町 241	39-7133
ぞうさん放課後児童クラブ	島田第四小 六合小 六合東小 ほか	阿知ヶ谷 148-3 ほの すビル 2階	32-9556
月坂保育園放課後児童クラブ	初倉小 初倉南小 湯日小	阪本 1649-1	38-2977

5 申込書類記入例

(1) 児童クラブ利用申込書・同意書

様式第1号（第8条関係）

児童クラブ利用申込書

島田市長

児童クラブを利用したいので、次のとおり申し込み
ます。

提出年月日

H●年●月●日

お引越しをする予定がある方は
ご記入ください

申請者 (保護者)	現住所	島田市中心1番の1		
	転入・ 転居予定	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（新住所： 時期： ）		
	氏名	島田 太郎	電話番号	0547 - 36 - 7159
児童	住所	同上		
	フリガナ	シマダ ルリ	生年月日	H●年●月●日
	氏名	島田 瑠璃	性別	女
	学校名	島田第四小学校	学年	1

シャチハタ・スタンプ印は不可

利用する
年度の学年

家族構成	フリガナ 氏名	続柄	年齢	勤務先・学校名等	勤務時間	備考
		シマダ タロウ 島田 太郎	父	38	●●(株) ○○店	9:00~18:00
	シマダ ハナコ 島田 花子	母	36	(有)△△	8:30~17:30	
	シマダ ショウコ 島田 蕎子	姉	8	島田第四小学校	~	
	シマダ サヤカ 島田 茶香	妹	3	島田第三保育園	~	
	シマダ ヨシコ 島田 良子	祖母	62	□□ストアー	11:00~17:30	木曜休み

連絡先	続柄	勤務先電話番号		携帯電話番号	
	父	(0547)	36 - 8006	(090)	1234 - 5678
	母	(0547)	36 - 7159	(090)	9876 - 5432

世帯の状況 ※該当する番号 に○を記入	1 生活保護世帯 2 児童扶養手当受給世帯又はこれに準ずる世帯 <input checked="" type="radio"/> 3 1及び2以外の世帯
---------------------------	--

児童クラブ名	島田第四小学校区放課後児童クラブ
利用月	<input checked="" type="checkbox"/> 4月 <input checked="" type="checkbox"/> 5月 <input checked="" type="checkbox"/> 6月 <input checked="" type="checkbox"/> 7月 <input checked="" type="checkbox"/> 8月 <input checked="" type="checkbox"/> 9月 <input checked="" type="checkbox"/> 10月 <input checked="" type="checkbox"/> 11月 <input checked="" type="checkbox"/> 12月 <input checked="" type="checkbox"/> 1月 <input checked="" type="checkbox"/> 2月 <input checked="" type="checkbox"/> 3月
利用時間	平日： 下校時刻 から 18 時 00 分まで 長期休暇等： 10 時 30 分から 18 時 00 分まで
午後6時以降の 利用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（別途利用料がかかります。）
兄弟姉妹の申込み	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有（学年・氏名： 3年 島田 蕎子 ）

同意書

平成 ●年 ●月 ●日

島田市長

保護者 住 所 **島田市中心1番の1**

氏 名 **島田 太郎**



住 所 **同上**

氏 名 **島田 花子**



(児童の学年・氏名 **1年 島田 瑠璃**)

私は、児童クラブの利用申込みにあたり、次の事項に同意します。

- 1 市が利用管理のために、住民基本台帳等により世帯の状況等を確認及び使用すること。
- 2 市が利用料の算定のために、生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯又は児童扶養手当受給世帯に準ずる世帯であるかどうかを確認すること。
- 3 市及び児童クラブが児童クラブにおける保育の継続性を確保するため、児童の卒園した（する）保育園や幼稚園から、児童の情報を得ること。
- 4 市、児童クラブ、学校、その他関係機関が連携して児童の健全育成にあたるため、児童や家庭の情報を相互に提供・確認すること。

(2) 補足調書

＜補足調書＞

学校名・学年		島田第四小学校・ 1年		児童氏名		島田 瑠璃				
児童の 状態	性 格	明るい・マイペース								
	健 康 状 態	<input checked="" type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 病弱（病名： 、主治医： ）								
	血 液 型	A 型		平 熱		36.6 ℃				
	感 染 症 歴	<input type="checkbox"/> おたふく風邪 <input checked="" type="checkbox"/> 水ぼうそう <input type="checkbox"/> はしか <input type="checkbox"/> 風疹 <input type="checkbox"/> その他（ ）								
	食物アレルギー	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（該当食物： 、エピペンの処方： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有）								
	特 別 支 援	<input checked="" type="checkbox"/> 普通学級 <input type="checkbox"/> 特別支援学級 ↳①就学指導委員会の判定： <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 普通学級 <input type="checkbox"/> 特別支援学級） ②通級指導教室： <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（教室名： ）								
	療 育 手 帳	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B）		身体障害者手帳		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ 級）				
	治療・相談中の 病院・施設等	電話（ ） -		服用中の薬		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（薬の種類： ）				
	卒 園 名	名称：島田第三保育 園、所在地： 県 区市町村（市外の場合）								
	そ の 他	お子さんについて知らせておくこと 花粉症								
利用を希望する理由		父母、同居の祖母が仕事で家にいないため。								
利用曜日		<input checked="" type="checkbox"/> 月曜日 <input checked="" type="checkbox"/> 火曜日 <input checked="" type="checkbox"/> 水曜日 <input type="checkbox"/> 木曜日 <input checked="" type="checkbox"/> 金曜日 ※家族の仕事が休みの日は児童クラブを休み、家族と過ごしてください。 ※土曜日は、別途申込みをしてください。								
緊急 連絡先	順番	氏 名		続柄	種 類	電 話 番 号				
	1	島田 花子		母	携帯	(090) 9876 - 5432				
	2	"		母	勤務先	(0547) 36 - 7159				
	3	島田 太郎		父	携帯	(090) 1234 - 5678				
帰 宅 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 家族のお迎え（お迎えに来る方を右欄に記入してください。） <input type="checkbox"/> ファミリーサポート等を利用 開所時間外の預かりは、ファミリーサポートセンターを利用してください。 ファミリー・サポート・センター ☎35-1851			氏 名		続柄				
				1	島田 良子	祖母				
				2	島田 花子	母				
				3	島田 太郎	父				
祖 父 母 の 状 況	続柄		氏 名		住所等		勤務先・病名等		勤務日数	
			生年月日		年齢				勤務時間	
	父方	祖父	島田 茶一		死 亡				週 日 ~	
		祖母	島田 良子 S ● ● ● ●		62 歳		同 居 □□ストアー		週 4 日 11:00~17:30	
	母方	祖父	金谷 茂 S ● ● ● ●		歳		島田市野田 1200番地の5 (株)■		週 5 日 8:30~17:30	
		祖母	金谷 恵子 S ● ● ● ●		歳		"		△△商事 週 5 日 9:00~17:00	

(3) 受領書

受 領 書

申込者氏名 **島田 太郎** 様
(児童氏名 **島田 瑠璃**)
(学校・学年 **島田第四小学校・1年**)

島田市子育て応援課

・平成 31 年度 **島田第四小学校区放課後** 児童クラブ利用申込書類一式

上記確かに受領しました。

利用承諾（不承諾）決定書は、_____までに送付します。

それまでに申込みを取下げの場合は、「児童クラブ利用申込取下届」を子育て応援課に提出してください。

(受領印)

※子育て応援課や児童クラブで記入します。

※児童クラブ受領日：平成 年 月 日

----- 切り取り線 -----

※申込書類を提出後、利用承諾（不承諾）決定書が送付されるまでに申込みを取下げの場合に提出してください。

児童クラブ利用申込取下届

年 月 日

島田市長

住所

届出者 氏名

Ⓜ

電話番号

児童クラブの利用申込を取下げたいので、次のとおり届け出ます。

児童クラブ名				
児 童	住 所		生年月日	
	氏 名		性 別	
	学 校 名		学 年 組	



LINEスタート！！

「しまいく」の子育て情報はお手軽な
LINEでチェックしよう！



毎日子育て情報配信中！ぜひお友達登録を！！

あなたの子育てに役立つ情報がいっぱい！

島田子育て応援サイト「しまいく」をチェック！



島田子育て応援サイト しまいく

パソコンはもちろん、スマートフォン、
タブレット端末にも対応。
いつでもどこでも欲しい情報が検索できます。
LINEもスタート！お友達登録しましょう！



子育て情報は でCHECK！ URL:www.shimaiku.jp

